

# 角田市いじめ防止基本方針

平成 26 年 11 月

角田市・角田市教育委員会

# 目次

はじめに	-----	3
------	-------	---

## 第1章 基本的な考え方

1	いじめの防止等の対策に関する基本理念	-----	4
2	いじめの定義	-----	4
3	いじめの理解	-----	5
4	いじめの防止等に関する基本的考え方	-----	5
	(1) いじめの防止		
	(2) いじめの早期発見		
	(3) いじめへの対処		
	(4) 地域や家庭との連携		
	(5) 関係機関との連携		

## 第2章 市及び市教育委員会が実施する施策

1	角田市いじめ防止基本方針の策定	-----	7
2	組織の設置	-----	7
	(1) 角田市いじめ問題対策連絡協議会		
	(2) 角田市いじめ防止対策調査委員会		
	(3) 角田市いじめ問題再調査委員会		
3	市及び市教育委員会が取り組むその他の施策	-----	8
	(1) 財政上の措置等		
	(2) 通報及び相談窓口の確保と、児童生徒や保護者への周知		
	(3) 関係機関等との連携		
	(4) 保護者の啓発		
	(5) 教職員の資質能力の向上		
	(6) 学校における取組状況の点検		
	(7) 重大事態への対処		

- (8) 道徳教育等の充実及び「みやぎの志教育」の推進
- (9) いじめに対する措置
- (10) 学校運営改善の支援

### 第3章 学校が実施すべき施策

1	学校いじめ防止基本方針の策定	-----	11
2	学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	-----	11
3	学校におけるいじめの防止等に関する取組	-----	11
	(1) いじめの防止		
	(2) いじめの早期発見		
	(3) いじめへの対処		
	(4) 情報モラル教育の充実とインターネット上のいじめへの対応		

### 第4章 重大事態への対処

1	重大事態の意味	-----	14
2	市教育委員会又は学校による調査	-----	14
	(1) 重大事態の報告		
	(2) 調査を行う主体		
	(3) 調査を行う組織		
	(4) 調査の内容		
	(5) 自殺の背景調査における留意事項		
	(6) その他の留意事項		
	(7) 調査結果の提供及び報告		
3	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	-----	18
	(1) 再調査		
	(2) 再調査の結果を踏まえた措置等		



人は、その気になったときに

二本足で立ち

火を手に入れ

いまの文明を創りました

ぼくたちも、いま

その気になって

いじめをなくそう

田中和雄 「いじめっこ いじめられっこ」①

谷川俊太郎と子どもたち」(童話屋)より

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本市においては、これまでも、いじめは人間として決して許されない行為であるとともに、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる問題であるという認識の下に、児童生徒間の小さなトラブルも見過ごさないようにしながら、様々な予防対策や発生したいじめへの対応策を講じてきた。

今回、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受け、本市は、改めて児童生徒の尊厳を保持するため、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした「角田市いじめ防止基本方針」を定めるものである。

# 第1章

## 基本的な考え方

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめの防止等の対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動にのびのびと取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行われなければならない。
- いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及びいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 2 いじめの定義

法第2条において、「いじめ」は、次のように定義されている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえ、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが大切である。

その際、いじめには、多様な態様があることから、いじめに該当するかどうかを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定して解釈されることのないよう留意しなければならない。なお、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮を行ったうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 3 いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するケースが少ない。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同じように、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白が

ったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気や形成されるようにすることが重要である。

また、発達障害のある児童生徒については、その特性から、自分がいじめられていることへの認識が弱かったり、自分の気持ちをうまく伝えることが苦手だったりするために、いじめが発見されにくいことや、相手が嫌がっていることを十分認識することができない場合があることに留意する必要がある。



いじめの構造 (いじめの4層構造)  
森田洋司 1986年

### 4 いじめの防止等に関する基本的考え方

#### (1) いじめの防止

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善とストレスに適切に対処できる能力を育成するとともに、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。

加えて、いじめの問題への取組の重要性について広く市民を啓発し、地域、家庭と学校が一体となった取組を推進する。

## (2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

また、市教育委員会及び学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者等がいじめを訴えたり、相談したりしやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守っていく。

## (3) いじめへの対処

いじめが確認された場合は、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、迅速に組織的な対応を行うとともに、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

そのため、教職員は日ごろから、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校は、組織的な対応を可能とするような体制整備を行う。

また、いじめに直接関係する児童生徒の家庭への情報提供や相談をていねいに行い、関係者の気持ちを十分に汲み取った対応を行う。

## (4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭が連携した対策を推進する。

例えば、いじめの問題について協議する機会を設けることや、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができる体制を構築することなどが考えられる。

地域や家庭との連携に当たっては、学校評議員や学校関係者評価委員会等の活用も考えられる。

## (5) 関係機関との連携について

市教育委員会及び学校における対応、指導により十分な効果を上げることができない場合には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との連携を積極的に行う。

そのために、日ごろから、市教育委員会及び学校と関係機関における情報共有体制を構築しておく。

また、法務局や宮城県総合教育センターの「子どもの相談ダイヤル」など、学校以外の相談窓口についても児童生徒や家庭へ適切に周知する。



## 第2章

# 市及び市教育委員会が 実施する施策

### 1 角田市いじめ防止基本方針の策定

市及び市教育委員会は、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、国のいじめ防止基本方針及び宮城県いじめ防止基本方針を参考に、角田市いじめ防止基本方針(以下「市基本方針」という。)を策定する。

市基本方針に基づくいじめ防止等のための対策が総合的かつ効果的に進められているかについては、定期的に見直しを行い、必要に応じて市基本方針及び施策の見直しを図っていく。

### 2 組織の設置

#### (1) 角田市いじめ問題対策連絡協議会

市は、法第14条第1項の規定を踏まえ、条例の定めるところにより、「角田市いじめ問題対策連絡協議会(以下「市連絡協議会」という。)」を設置する。その構成員は、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、宮城県警察、その他専門的な知識及び経験を有する第三者等とする。

#### (2) 角田市いじめ防止対策調査委員会

市教育委員会は、市基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定を踏まえ、条例の定めるところにより、「角田市いじめ防止対策調査委員会(以下「市調査委員会」という。)」を設置する。

なお、市教育委員会が、学校からいじめの報告を受け、自ら調査を行う必要がある場合は、この市調査委員会を活用する。

---

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

また、法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査を市教育委員会が行う場合は、この市調査委員会において調査を行う。

### (3) 角田市いじめ問題再調査委員会

法第28条第1項に規定する重大事態の調査結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定を踏まえ、条例の定めるところにより、「角田市いじめ問題再調査委員会（以下「市再調査委員会」という。）」を設置して調査を行う。調査結果については、法第30条第3項に基づき、市長が議会に報告する。

## 3 市及び市教育委員会が取り組むその他の施策

### (1) 財政上の措置等

いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置や人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

### (2) 通報及び相談窓口の確保と、児童生徒や保護者への周知

いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備を行うとともに、国や県等が設置した窓口も含めた多様な相談窓口を生徒や保護者に周知徹底する。

### (3) 関係機関等との連携

いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制を整備する。

---

(学校の設置者又はその設置する学校による対応)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

(公立の学校に係る対応)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

#### (4) 保護者の啓発

保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援を行う。

#### (5) 教職員の資質能力の向上

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通して教職員の資質能力の向上に努める。

また、学校におけるいじめの防止等のための研修の充実や対策の適切化を図るため、心理や福祉に関する専門的知識を有する者やいじめの対処に関し助言できる者などの人材に関する情報提供を行う。

#### (6) 学校における取組状況の点検

いじめの実態把握の取組状況等、設置する学校における取組状況を点検するとともに、教職員向けの指導用資料やチェックリストの配布などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。

#### (7) 重大事態への対処

「第4章 重大事態への対処」を参照

#### (8) 道徳教育等の充実及び「みやぎの志教育」の推進

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築するため、学校と連携しながら、全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動等の充実を図る。

また、児童生徒が、人や社会とかわる中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えさせながら、将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に求めさせていく「みやぎの志教育」の一層の推進を図る。



## (9) いじめに対する措置

法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。この調査については、必要に応じ、市調査委員会を活用する。

## (10) 学校運営改善の支援

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に正面から取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図り、学校運営の改善を支援する。

また、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校評議員や学校関係者評価委員会等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

---

### (いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

## 第3章

# 学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長が強力なリーダーシップを発揮し、一致協力体制と、市及び市教育委員会との適切な連携の下、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、その学校の実情に応じ、国及び県の基本方針並びに市基本方針を参考にして、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校基本方針」という。）を定めるものとする。

なお、学校におけるより実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即してきちんと機能しているか点検し、必要に応じて見直すものとする。

### 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

各学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に基づき、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。

### 3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は市及び市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

#### (1) いじめの防止

いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止のため全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための指導に取り組む。

その際の基本は、児童生徒の「居場所づくり」や「絆づくり」である。教職員の観察やQ-Uテストの活用等により実態把握を行ったうえで、児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能

---

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、児童生徒に自己存在感を与えること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の可能性の場を与え自己の可能性の開発を援助すること、などの生徒指導の3つの機能を生かして集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土をつくることが重要である。

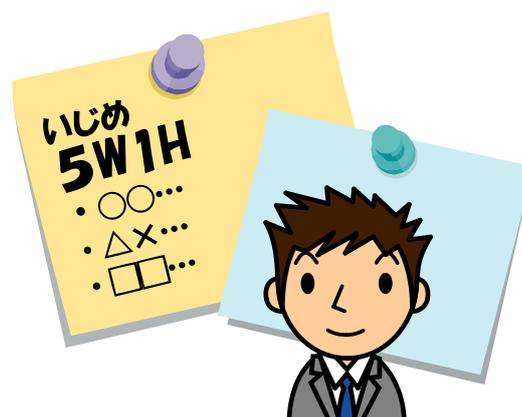
さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払わなければならない。

## (2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。

このため、日ごろから児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが重要である。定期的なアンケート調査や教育相談の実施はもちろん、例えば、気になる変化が見られた、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)を付箋紙等に簡単にメモし、職員がいつも共有できるようにしておくことも有効である。

このような取組や保護者からの情報提供等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。



## (3) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すことに全力で取り組む。

また、これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、法第23条のいじめの通報を受けた場合、事実の有無の確認を行うとともに、事実がなかった場合でも、その事実確認の結果を市教育委員会に報告する。

## (4) 情報モラル教育の充実とインターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめは、大人の目に触れにくく発見しにくい。児童生徒が、情報手段を

効果的に活用することができる判断力や心構えを身に付けさせるための指導を一層充実させることが重要であり、保護者に対してもこれらの問題について理解を求めておく必要がある。

ネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を防ぐために、速やかな対応が必要であるが、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合には、必要に応じて法務局の協力を求める。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに所轄の警察に相談、通報する。さらに、学校単独での対応が困難と判断した場合には、市教育委員会と相談しながら外部の専門機関に援助を求めることも必要である。

市教育委員会は、平成21年度に「児童生徒の携帯電話の所持と取扱いに関する指導指針」を策定し、その後2年ごとに内容の見直しを行っている。本指針を活用するなどして、早い段階から家庭への啓発を行うとともに、家庭と連携し、携帯電話等の所持、利用についての適切な指導を行う。



## 第4章

# 重大事態への対処

### 1 重大事態の意味

法第28条第1項において、いじめの重大事態を次のように規定している。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目し、例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

### 2 市教育委員会又は学校による調査

#### (1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は、直ちに市教育委員会へ報告し、市教育委員会は、これを市長に報告する。

なお、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したのものとして報告・調査等に当たる。

## (2) 調査を行う主体

重大事態発生の報告を受けた市教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査は、学校が主体となって行う場合と、市教育委員会が主体となって行う場合があるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施する。

なお、学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

## (3) 調査を行う組織

市教育委員会が調査主体となって行う場合は、市調査委員会により調査を行う。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

また、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、法第22条に基づき設置される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」等を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

## (4) 調査の内容

### ① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

---

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

## ② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

## (5) 自殺の背景調査における留意事項

自殺の背景調査を実施するに当たっては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)等を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生への質問紙調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求める。
- 学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信や報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がなからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くな



った児童生徒の尊厳の保持や、児童生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にするなどして、報道の在り方に特別の注意を払う。

## （6）その他の留意事項

法第23条第2項においても、学校は、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、その結果、重大事態であると判断する場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じた新たな調査を行う。ただし、法第23条第2項による措置によって事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。市及び市教育委員会並びに学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

さらには、事案の重大性を踏まえ、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、転入学等の弾力的な対応を検討する。

## （7）調査結果の提供及び報告

### ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に情報を適切に提供する責任

市及び市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。

これらの情報の提供に当たっては、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならず、他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮しなければならない。

質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる在校生やその保護者に事前に説明する等の措置が必要である。

また、学校が調査を行う場合、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。



## ② 調査結果の報告

調査結果については、市長に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

## 3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### (1) 再調査

前項（7）の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市再調査委員会による調査等の方法により、市教育委員会及び学校が行った調査の結果について再調査を行うことができる。

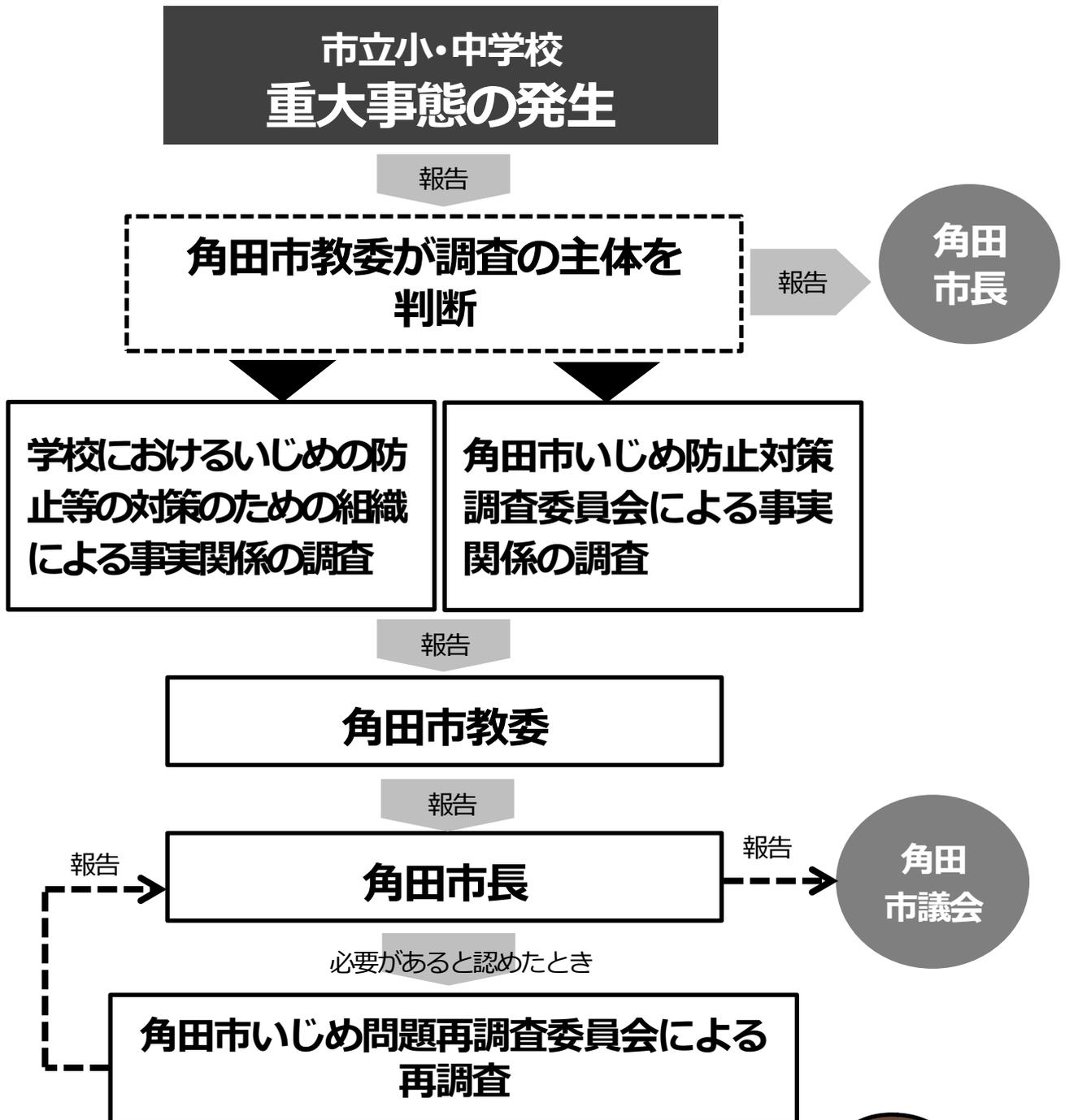
### (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

「必要な措置」としては、市教育委員会においては、県教育委員会と連携し、例えば、指導主事の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策を検討する。市長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置をとるよう努める。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告するが、その際は報告の内容について、個々の事案に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行うなど、適切な措置を講ずる。

# 重大事態に対する調査・報告の流れ



## 角田市いじめ防止基本方針

発行月日 平成26年11月17日  
編集発行 角田市・角田市教育委員会  
所在地 角田市角田字大坊41番地  
電 話 0224-63-0130  
(角田市教育委員会教育総務課)